

第三国定住による難民の受入れ事業の現状と課題について（1）

1. 我が国における第三国定住事業の経緯

- 平成20年12月閣議了解
平成22年度からパイロットケースとして難民の受入れを決定
 - ・ 受入れ対象:タイ国内のミャンマー難民
 - ・ 受入れ人数:年1回約30人(家族単位)
- 平成27年度以降の方針を検討・策定するため、第三国定住に関する有識者会議を開催(平成24年5月～同25年12月まで計17回実施)
- 平成26年1月閣議了解
パイロットケース終了後、平成27年度から第三国定住による難民の受入れを行うことを決定
 - ・ 受入れ対象:マレーシア国内に一時滞在しているミャンマー難民
 - ・ 受入れ人数:年1回約30人(家族単位)
- 平成29年5月 定住先地域について、地方を含めた全国展開を検討
- 平成29年度(第8陣)の受入れ状況
 - ・ 定住先:広島県呉市 5家族22名 神奈川県藤沢市 3家族7名
 - ・ 就職状況(呉市):労働者派遣会社に雇用され就労中(男性は木材加工、女性は食品加工に従事)
 - ・ 生活状況(呉市):平成30年7月に生活状況調査を実施。日本語能力に課題があるものの、おおむね順調に生活
- 平成30年度(第9陣)の受入れ状況
 - ・ 平成30年9月に5家族22名が来日。地方の定住先候補も含め、定住先を調整中

(表:年度別受入れ人数・当初の定住先)

年度	人数	当初の定住先
22年度	5家族27人	三重県鈴鹿市(3家族)、千葉県東金市(2家族)
23年度	4家族18人	埼玉県三郷市
24年度	0人(難民側の意向により辞退)	—
25年度	4家族18人	埼玉県春日部市
26年度	5家族23人	千葉県千葉市
27年度	6家族19人	千葉県千葉市
28年度	7家族18人	千葉県千葉市
29年度	8家族29人	広島県呉市(5家族)、神奈川県藤沢市(3家族)
30年度	5家族22人	定住先未定
計	44家族174人	

第三国定住による難民の受入れ事業の現状と課題について (2)

2. 第三国定住による難民の受入れ事業の対象の現状と課題

現行の受入れ対象

- マレーシア国内に一時滞在しているミャンマー難民(閣議了解)
- 年1回約30人(難民対策連絡調整会議決定)

現行の受入れを巡る状況

- 2011年以降の少数民族和平の進展及び2016年のアウン・サン・スー・チー氏率いる民主政権の樹立により、少数民族及び民主化勢力に対する政治的迫害の状況が大きく変化。
 - ミャンマー政府の帰還難民の受入れにより、ミャンマー難民の帰国できる状況が整いつつある(※)。
 - 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) から、日本の第三国定住事業の推薦要件を満たすミャンマー難民が限られつつあるとの意見あり。
- ※「ロヒンギャ」については、第三国定住での我が国への定住に適しない者が少なくない。

難民に関する国際情勢

- 現在、世界には約2,540万人(2017年末時点)の難民が存在し、その数は増加傾向。本年秋には国連総会において、難民問題に関する国際社会の連帯、枠組み、支援策等を内容とする難民グローバル・コンパクトが採択予定。我が国もこうした難民問題に対する国際的認識の高まりを考慮する必要がある。
(【参考】2016年年間実績(条約難民・第三国定住難民):ドイツ 約26万人・約1,200人、アメリカ 約2万人・約7万9,000人、韓国 57人・34人、日本(2017年度実績) 20人・29人)
- アジアでは、ミャンマー、パキスタン、アフガニスタン、イエメン等の難民が、保護を求めて近隣国へ移動し、特にマレーシア等に多くの難民が避難。

【検討の方向性】 **アジアの先進国として国際的・人道的貢献の観点から、我が国の第三国定住事業の受入れ対象・受入れ人数の拡大等を検討することが望ましい。**